

(第1編)

第11章 訴訟費用

第239条 訴訟またはいかなる付帯事件を終結させる決定または判決の中で、訴訟費用の支払いについて裁定されなければならない。

第240条 この裁定は次のもので構成され得る：

1. 職権で費用を宣言する (文言)。
2. 被告人に費用の支払いを命じる (文言)。被告人が複数いる場合には、各人が支払わなければならない比例部分を示す。

無罪となった被告人に対しては、決して費用は科されない。

3. 私的告訴人または民事原告に対する費用の支払いを命じる (文言)。

これらの者は、訴訟において無謀または悪意を持って行動したことが判明した場合、費用の支払いを命じられる。

第241条 費用は次のもので構成される：

1. 訴訟に使用された封印紙(*papel sellado)の弁償。
2. 料金率表の(各種)手数料の支払い。
3. 弁護士および専門家が受け取る報酬の支払い。
4. (補償を)要求した証人に対する関連する補償の支払い(支払われた場合)、および事件の予審で発生したその他の費用。

(訳者注：papel sellado o timbrado (封印紙)とは、第122条のpapel de oficioと同じで印紙税(支払い)を含む特殊な用紙で、裁判または行政手続き実行に要求される用紙である。1998年に廃止されている。)

第242条 当事者に費用支払いを科しないと宣言される場合、前条の1号および2号に記載される金額の支払いは生じない。

当事者のなんらかの者を代理した、また、弁護した訴訟代理士および弁護士、ならびに、その請求により陳述を行った専門家および証人は、それらの(当事)者に、(それらの者が)無料の法律扶助が認められなかった場合、それらの者に対応する手数料、報酬および補償金の支払いを、訴訟を審理する裁判官または裁判所に請求して、要求することができる。

それぞれの請求が提出され、当事者に通知された後、裁判所書記官が設定した節度ある期間内に支払いが行われず、(請求が)不当または過剰であるとして取り消されなかった場合、それらは強制執行によって徴収される。その場合、民事訴訟法の規定に基づく手続きとなる。

判決の執行に介入する裁判所書記官は、前条の1号および2号に係わる費用の査定を行う。弁護士および専門家の報酬は、報酬を受け取る者が署名した報酬計算表によって証明される。証人への補償金は、その時点で事件に設定された金額で計算される。その他すべての費用は、証拠書類を見て裁判所書記官によって調整される。

(本条の最終改訂。2009年)

第243条 費用の査定および調整がなされると、検察庁および費用支払いを命じられた当事者に、(それらの者が)3日の期間内に適切と思うことを表明するために、呈示される。

第244条 実行された費用の査定に異議を唱えず、または、一部の報酬項目が不当または過剰であるとして取り消されないで前条に設定された期限が経過した場合、手続きは民事訴訟法の規定に従って続行される。

(本条の最終改訂。2009年)

第245条 費用の査定および調整が承認または修正されると、費用は、民事訴訟法に規定される強制執行手続きにより費用支払いが命じられた者の財物で実現される。

第246条 有罪判決を受けた者の資産がすべての金銭債務をカバーするのに十分でない場合、刑法の各条項の規定に従って、支払いの順序と優先順位に関する手順が適用される。